

付 定
住 居 番 号 変 更 申 請 書
廢 止

文京区住居表示に関する条例第3条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

氏名・名称または 施設の名称	文京ホール	変更の場合、 (旧) ~ → (新) ~ というように記載。
住 所 } 居 所 } の表示 施設の場所 }	(旧) 春日五丁目1番1号 → (新) 春日五丁目1番2号	
付定・変更・廃止の別	付 定 変 更 廃 止	
上 記 の 理 由	他の新築建物により1号に抜ける通路が通行不可となり、現在は2号側の通路を通行しているため。	

なお、建物その他工作物の案内図、配置図および平面図は別添のとおりです。

令和 年 月 日
申請者 住 所
氏 名 上に同じ
電話番号 (1234) 5678

現状に即していない等、住居表示の原則に沿った合理的な理由を記載。
単にほかに同じ住居表示の建物があるだけでは合理的理由となりません。

文京区長殿

【事務処理】

課 長	係 長	係 員	行政情報管理補助者

受付番号・

受 付	通 知	調査・台帳
/	/	